



田中 裕昭 議員

### 道路占用料の減免等は

#### 問

伊予市道路占用料徴収条例第2条第3項(1)～(5)の減免等の規定について、住民が生活するために必要な雨水排水管等、水路へのコンクリート架橋等の減免及び免除に対して、市の考えは。

#### 答 産業建設部長

住宅等の進入用通路、橋等で、占用申請をしていただいたものは占用料を徴収しているが、平成以前より占用している物件は、台帳等もなく、業者間の取り扱いにも不公平が生じている。

また、市内全ての許可

状況の把握も難しく、公平性において問題があると考え。

県内各市町の、道路占用料の取り扱いでは、本市を除く19市町のうち12市町が個人申請による物件について徴収していない。

本市においても、公平性の観点から、個人申請による占用料については、占用料の免除対象とする方向で検討し、近く改正したい。

### 安全で安心なまちづくり

#### 問

①安全で安心なまちづくり条例を施行してから約8年となるが、その当時に現時点の安全・安心に対しての市の考えの変化は。  
②犯罪等の抑止に、防犯カメラの設置は。

#### 答 総務部長

①条例施行時と現在でも大きな変化はない。ただ、市民の防災意識の高まり等も相まって、いわゆる老朽放置家屋の問題が顕在化するなど、市民ニーズに変化が感じられる。

市では、多様な市民ニーズに答えられるよう、地域や関係団体と密接に連携を図りながら、安全で安心なまちづくりの施策を総合的に推進していきたい。

②防犯カメラの設置は、プライバシー保護と犯罪抑止の調和をとる必要がある。



防犯カメラ (郡中小学校通学路)

あるので、伊予市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱に基づき、各施設管理者等により、犯罪が慢性的に発生している場所や犯罪発生の可能性が非常に高いところ等に限定するなど、慎重に対応するべきと考えている。

### 老朽放置建物等の対策

#### 問

①放置建物等は、市全体で何軒ぐらいあるのか、その対策等は。  
②川の上に建築されている倒壊の危険がある建物に対しての今後の対策は。

#### 答 総務部長

①平成23年度以降から現在までに相談を受け、把握しているものが8軒で、そのうち実際に居住されているものは1軒である。老朽放置家屋の問題は、防災安全課を相談窓

口として、内容に応じて各課で調整し、対処している。しかし、個人の財産にかかわることであり、強制的な対応をとることは大変難しいのが現状である。

今後は、庁内の関係課で連携をし、できるだけ早い時期に効果的な対応を協議する連絡会を立ち上げ、実効的な対策のとれる制度設計を考えていきたい。

②一般的には不法に占用されている状態であるものの、使用されている建物を撤去することは難しい状況である。しかし、使用されていない建物等は、これまでも所有者等に対して撤去を含めた指導を行ってきており、今後引き続き指導を続けていきたい。

### その他の質問事項

・総合保健福祉センター内の児童センターについて